

特定譲渡制限付株式の会計処理

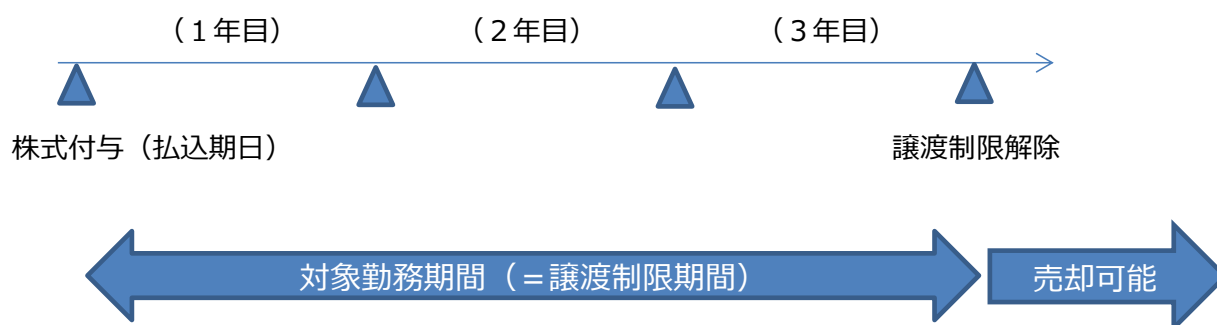
経営陣の報酬について、健全なインセンティブ付けを行うべきとして、従前より、経済産業省では役員報酬に関し、役員の金銭報酬債権を現物出資する方法を整理していました。また、平成 28 年度税制改正により、法人税法上、損金算入の対象となる事前確定届出給与の範囲に、特定譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）が含まれることとなりました。

ここで、特定譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）とは、会社が役員から報酬債権の現物出資を受けるのと引き換えに、その役員に対して一定期間の譲渡制限を付した株式を交付する場合の株式のことをいいます。

そして、経済産業省が発行している、「攻めの経営」を促す役員報酬 ～新たな株式報酬（いわゆる「リストラクテッド・ストック」）の導入等の手引～では、特定譲渡制限付株式の会計処理が示されています。以下、その処理をご紹介致します。

<前提>

- ・役員から報酬債権3,000万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式300株を発行する。
- ・株式付与から譲渡制限解除までの期間は3年間とする。
- ・譲渡制限解除の条件は、譲渡制限期間中、勤務を継続すること。



<勤務条件を達成し、3年後、全ての株式の譲渡制限が解除された場合>

単位：万円

時系列	会計処理例
報酬債権付与及び株式発行時	前払費用等 3,000 / 資本金等 3,000
役務提供 (1年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000
役務提供 (2年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000
役務提供 (3年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000

基本的には、上記のような会計処理が想定されます。

また、税務上は、役務提供に係る費用額は、譲渡制限解除日（権利確定日）の属する事業年度の損金となりますので、役務提供の1年目、2年目は、加算調整が必要となります。

以上